

# さくら市重層的支援体制整備 事業実施計画

令和6年3月

さくら市

# 目次

1	計画策定にあたって	3
(1)	計画策定の目的と背景	3
(2)	計画の位置付け	4
(3)	計画の期間	5
(4)	計画の策定過程	6
2	重層的支援体制整備事業において実施する事業	7
(1)	包括的相談支援事業	7
(2)	地域づくり事業	10
(3)	新たな機能	13
3	重層的支援会議等について	14
(1)	重層的支援会議について	14
(2)	支援会議について	15
4	その他	16
(1)	重層的支援体制整備事業の実施にあたって	16
資料		
1.	さくら市支援会議設置要綱	17
2.	用語解説	20

# Ⅰ 計画策定にあたって

## (Ⅰ) 計画策定の目的と背景

近年の社会状況の変化により個人や世帯が抱える生きづらさやリスクが複雑化・複合化しており、支援に関して分野ごとの体制、財政措置では対応することが困難となっています。

このような状況から「地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律が令和2年(2020年)6月12日に公布され、地域生活課題の解決に資する支援を包括的に行う、「重層的支援体制整備事業」が令和3年4月に創設されました。

本市は令和2年度より包括的支援体制整備事業(モデル事業)を実施し、各地の先進事例を研究しました。更に令和3年度には重層的支援体制整備事業への移行準備事業を開始し、どんな相談も包括的に受け止め、支援へつなげる包括的相談窓口として、さくら市地域共生センターSAKUTOMOを開設しました。

本市では包括的支援体制整備事業の発展形として、さくら市地域共生センターSAKUTOMOを中心に据えた、重層的支援体制整備事業の取り組みを効果的に実施するため、当該事業の提供体制に関する事項を定める重層的支援体制整備事業実施計画を策定します。

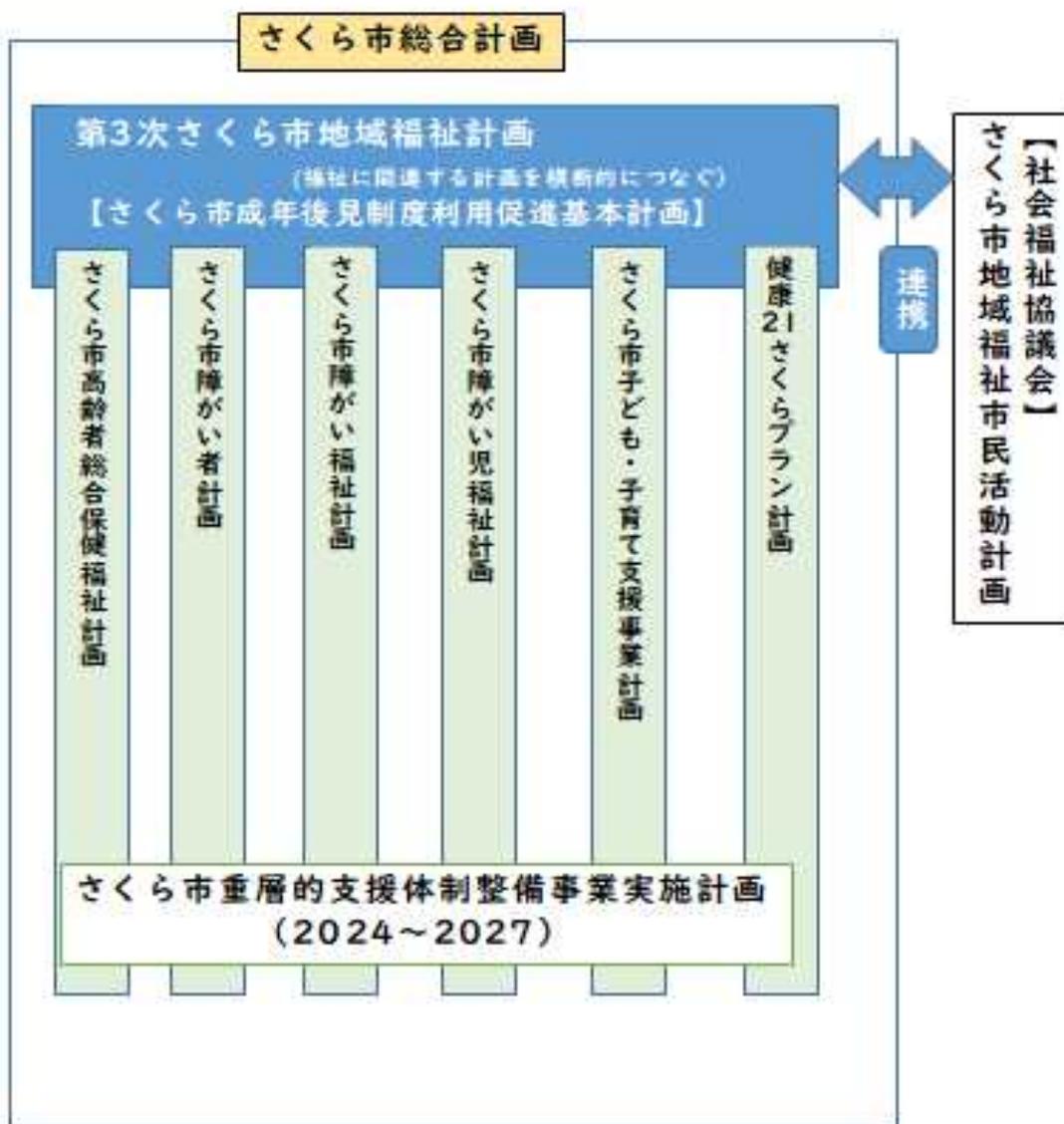
### ○重層的支援体制整備事業の枠組み

重層的支援体制整備事業は、市町村において、地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制を整備するため、①属性を問わない相談支援、②参加支援、③地域づくりに向けた支援を柱として、これら3つの支援を一層効果的円滑に実施するために、④多機関協働による支援、⑤アウトリーチ等を通じた継続的支援を新たな機能として強化し、①から⑤までの事業を一体的に実施するものです。

## (2) 計画の位置付け

重層的支援体制整備事業の実施にあたっては、社会福祉法第106条の5において事業の提供体制に関する事項等を定める計画を策定するよう努めることと規定されています。

また、本計画の上位計画である「第3次さくら市地域福祉計画（令和4年(2022年)3月策定）及び対象者別計画である「さくら市高齢者総合保健福祉計画」「さくら市障がい者計画」「さくら市障がい福祉計画」「さくら市障がい児福祉計画」「さくら市子ども・子育て支援事業計画」「健康21さくらプラン計画」等との整合を図ります。



### (3) 計画の期間

さくら市重層的支援体制整備事業実施計画は、令和6年度から令和9年度までの4か年を計画期間として策定しました。これは、次期地域福祉計画策定時に本計画を内包することを目的にしたためです。

なお、社会情勢やさくら市の状況の変化等を考慮し、計画期間中においても必要に応じ見直しを行うこととします。

#### 計画期間

主な関連計画	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
さくら市総合計画	第2次基本構想(10年)後期基本計画(5年)					
さくら市地域福祉計画	第3次					
さくら市地域福祉市民活動計画		第3次				
さくら市高齢者総合保健福祉計画	第8期	第9期				
さくら市障がい者計画	第4期					
さくら市障がい福祉計画	第6期	第7期				
さくら市障がい児福祉計画	第2期	第3期				
さくら市子ども・子育て支援事業計画	第2期	第3期(～令和11年度予定)				
健康21さくらプラン計画	第2期	第3期(～令和16年度予定)				
さくら市重層的支援体制整備事業実施計画	[令和6年度～令和9年度]					

## **(4) 計画の策定過程**

本実施計画の策定にあたっては、専門的な相談・支援機関によって構成する、さくら市重層的支援会議の構成員及び庁内連携会議出席者、地域福祉に関する学識経験者及び地域福祉活動団体の代表者、民生委員等で構成する自立支援協議会から意見を聴取しました。

## 2 重層的支援体制整備事業において実施する事業

### (1) 包括的相談支援事業

相談者の属性や世代、相談内容に関わらず、包括的に相談を受け止め、関係支援機関との連携、つなぎを行います。複雑化・複合化した相談は、多機関協働事業につなぎます。

主分野	実施事業	窓口の名称等	
介護	地域包括支援センターの運営【第1号のイ】	事業者1	
		名称	地域包括支援センターエリム
		実施機関	社会福祉法人 慈愛会
		住所	さくら市鍛冶ヶ澤57-1
		運営形態	委託
		対象地域	氏家東部、氏家中央部
		事業者2	
名称	地域包括支援センター而今(にこん)		
実施機関	社会福祉法人 蓬愛会		
住所	さくら市下河戸1942-2		
運営形態	委託		
対象地域	喜連川地区、氏家西部		
主な内容	地域に住む高齢者に関する様々な相談を受け止め、適切な支援機関、サービス等につなげるほか、地域の通いの場や民生委員など関係団体への会議に参加して生活状況等の情報を得るなど、潜在的なニーズの把握や支援の必要な人の早期発見に努めます。		

主分野	実施事業	窓口の名称等	
障がい	基幹相談支援センター等機能強化事業【第1号口】	事業者	
		名称	基幹相談支援センター
		実施機関	さくら市(福祉課)
		住所	さくら市氏家2771
		運営形態	直営
		対象地域	市内全域
		主な内容	福祉サービスの利用案内のほか、対人関係、日常生活、家計、介護、社会参加などに関する相談支援を行うほか、発達に不安のある児童の保護者への相談対応を実施します。また、本人や家族、市内障害者相談支援専門員からの相談対応、支援者への訪問同行、ケース会議への出席、困難事例の検討、支援者の人材育成、広域利用の対応、関係機関との連携推進などを実施します。

主分野	実施事業	窓口の名称等	
母子保健	利用者支援事業【第1号のハ】	事業者	
		名称	子育て世代包括支援センター (令和6年度よりこども家庭センター)
		実施機関	さくら市(健康増進課) (令和6年度より新設課)
		住所	さくら市櫻野1319-3
		運営形態	直営
		対象地域	市内全域
		主な内容	利用者支援事業(母子保健型) 保健師等の専門職が、妊娠期から子育て期にわたるまでの母子保健や育児に関する妊産婦等からの様々な相談に応じ、その状況を継続的に把握し、支援を必要とする者が利用できる母子保健サービス等の情報提供を行うとともに、関係機関と協力して支援プランの策定などを行います。

主分野	実施事業	窓口の名称等	
生活困窮	生活困窮者自立相談支援事業【第1号の二】	事業者	
		名称	さくら市社会福祉協議会
		実施機関	社会福祉法人さくら市社会福祉協議会
		住所	さくら市櫻野1329(氏家支部)
		運営形態	委託
対象地域	市内全域		
		主な内容	最低限度の生活を維持できなくなるおそれがある生活困窮者に対し、包括的な支援を講じる生活困窮者自立相談支援事業を実施します。自立相談支援機関であるさくら市社会福祉協議会にて相談支援員が相談者の課題に対応するための支援プランを作成し、関係機関と連携しながら自立に向けた支援を行います。

主分野	実施事業	窓口の名称	
その他	包括的相談支援事業【第1号】	事業者	
		名称	さくら市地域共生センターSAKUTOMO
		実施機関	社会福祉法人恵友会
		住所	さくら市氏家1786-2
		運営形態	委託
		対象地域	市内全域
		主な内容	分野・属性を問わない「丸ごと受け止める」総合相談窓口です。相談者の主訴をまずは受け止め、必要な支援へ繋がります。

## (2) 地域づくり事業

各分野ごとに、多様な活動が生まれやすい環境整備を行います。

主分野	実施事業	事業の名称等	
介護	地域介護予防活動支援事業【第3号のイ】	事業者	
		事業名称	地域介護予防活動支援事業
		実施機関	さくら市(高齢課)
		住所	さくら市氏家2771
		運営形態	直営
		対象地域	市内全域
		主な内容	介護予防を目的とした運動・体操等を月2回以上定期的に開催する通いの場への運営費等の補助を実施します。桜ささえあいポイント事業の普及啓発や事業の運営を行います。

主分野	実施事業	事業の名称等	
介護	生活支援体制整備事業【第3号のロ】	事業者	
		事業名	生活支援体制整備事業
		実施機関	さくら市(高齢課)
		住所	さくら市氏家2771
		運営形態	直営
		対象地域	市内全域
		主な内容	地域包括ケアシステムの構築に向けた地域のニーズ把握、新たな生活支援サービスの創出、ニーズとサービスのマッチング等を目的とした生活支援コーディネーターの配置、生活支援協議会を開催します。

主分野	実施事業	事業の名称等	
障がい	地域活動支援センターの基本事業【第3号のハ】	事業者	
		事業名	地域活動支援センター
		実施機関	社会福祉法人 恵友会
		住所	さくら市氏家1786-2
		運営形態	委託
		対象地域	市内全域
		主な内容	市内の障害者手帳の交付を受けた者、障害者手帳交付者と同等の支援を必要とする者である旨の医師の意見書所持者、難病患者等に対し、生産活動、創作活動、生活相談、健康管理等の場の提供をします。

主分野	実施事業	事業の名称等	
生活困窮 (健康増進)	地域における生活困窮者支援等のための共助の基盤づくり事業	事業者	
		事業名	まちなか保健室
		実施機関	プラチナナーシング
		住所	さくら市氏家1843-30
		運営形態	団体の自主事業(市から補助金あり)
		対象地域	市内全域
		主な内容	乳幼児から高齢者まですべての市民が健康や日常生活の不安に対し身近な場所で専門職に相談できるようにします。また、定期的に健康講座等を実施し正しい知識の普及を行います。

主分野	実施事業	事業の名称等	
こども	地域子育て支援拠点事業【第3号の二】	事業者1	
		事業名 実施機関 住所 運営形態 対象地域	おひさまひろば さくら市氏家児童センター さくら市馬場96-1 委託(指定管理) 市内全域
		事業者2	
		事業名 実施機関 住所 運営形態 対象地域	どんぐりひろば さくら市上松山児童センター さくら市氏家3776-2 委託(指定管理) 市内全域
		事業者3	
		事業名 実施機関 住所 運営形態 対象地域	ひまわり さくら市喜連川児童センター さくら市喜連川3936-1 委託(指定管理) 市内全域
		事業者4	
		事業名 実施機関  住所 運営形態  対象地域	サンサンサロン さくら市立あおぞら保育園 令和6年度よりあおぞら保育園 さくら市草川42 直営 令和6年度より社会福祉法人の自主事業(市から補助金あり) 市内全域
		事業者5	
		事業名 実施機関 住所 運営形態 対象地域	にこにこサロン さくら市立たいよう保育園 さくら市松山796-1 直営 市内全域
		事業者6	
事業名 実施機関 住所 運営形態 対象地域	わくわくサロン アップル保育園 さくら市蒲須坂595-2 社会福祉法人の自主事業(市から補助金あり) 市内全域		
事業者7			
事業名 実施機関 住所 運営形態 対象地域	子育て支援YOU こどもの森YOU保育園 さくら市箱森新田154-1 社会福祉法人の自主事業(市から補助金あり) 市内全域		
主な内容	子育て中の家庭と地域の人たちの交流、お母さん同士の交流、保育園児たちとの交流の場です。子育て相談や主に就学前親子を対象にした交流行事など様々な事業を行っています。		

### (3)新たな機能

新たな機能である参加支援事業、アウトリーチ等を通じた継続的支援事業、他機関協働事業について包括的な取組を行います。

実施事業	事業内容	
参加支援事業 【第2号】	事業者 事業所名 実施機関 住所 運営形態 対象地域	さくら市地域共生センターSAKUTOMO 社会福祉法人 恵友会 さくら市氏家1786-2 委託 市内全域
	主な内容	地域の社会資源を把握し、支援ニーズやその人の状態に合った支援メニューを作ります。さらに、マッチングした後に本人の状態や希望に沿った支援が実施できているかフォローアップ等を行い、本人やその世帯と社会とのつながり作りに向けた支援を行います。

実施事業	事業内容	
アウトリーチ等を通じた継続的支援事業 【第4号】	事業者 事業所名 実施機関 住所 運営形態 対象地域	さくら市地域共生センターSAKUTOMO 社会福祉法人 恵友会 さくら市氏家1786-2 委託 市内全域
	主な内容	支援関係機関等との連携や地域住民とのつながりを構築し、課題を抱えながらも支援が届いていない人を把握するよう努めます。また、潜在的なニーズを抱える人と信頼関係に基づく繋がりを形成するために本人に対して時間をかけた丁寧な働きかけを行い、関係性を作ります。

実施事業	事業内容	
多機関協働事業 【第5号】	事業者 事業所名 実施機関 住所 運営形態 対象地域	さくら市地域共生センターSAKUTOMO 社会福祉法人 恵友会 さくら市氏家1786-2 委託 市内全域
	主な内容	各支援の進捗状況を把握し、必要に応じて既存の相談機関の専門職に助言を行います。また、複合化・複雑化したニーズがある事例の調整役を担い、支援関係機関の役割分担や支援の方向性を定め、支援プランの策定を行う等の取り組みを通じて関係者の連携の円滑化を進めると共に、市町村における包括的な支援体制を構築できるよう支援します。

### 3 重層的支援会議等について

関係機関間の連携や協働を強化し市町村全体の包括的な支援体制の構築を進めるという重層的支援体制整備事業の狙いを踏まえ、個別の支援機関としての対応に加えて、支援の同意が得られている場合は重層的支援会議において、相談者本人の同意が得られていない場合は市町村が開催する支援会議において当該困難事例の情報を共有し、必要な支援体制を検討することとされています。（社会福祉法第106条の6第1項に規定）

#### (1) 重層的支援会議について

重層的支援体制整備事業の中で規定される重層的支援会議は、関係機関間の連携や支援プランの適切さ、支援の終結、社会資源の把握や創出等について検討するための会議です。この会議は、多機関協働事業者であるさくら市地域共生センターSAKUTOMOが主催します。

開催方法は定期開催及び随時開催とし、定期開催については表1の参加者に加え、関係機関に参加を依頼します。随時開催については、必要性の確認が得られた際に多機関協働事業者、包括的相談支援事業者、さくら市、その他関係する機関が参加します。

#### 重層的支援会議

健康福祉部内各課に下記の機関を加える

表1

番号	機関名称	番号	機関名称
1	地域共生センター	6	地域包括支援センターエリム
2	社会福祉協議会	7	地域包括支援センター而今
3	障害者相談支援センター桜花	8	児童家庭支援センターちゅうりっぷ
4	障がい者支援センターふれあい	9	スクールソーシャルワーカー
5	基幹相談支援センター		

## (2) 支援会議について

支援会議で取り上げる事例として、主に次のような事案が考えられます。

- ・ 本人の同意が得られないために重層的支援会議をはじめとする各種会議で情報共有を図ることが出来ず、支援にあたって連携すべき庁内の関係部局・支援関係機関で連携を図ることができない事案
- ・ 同一世帯の様々な人がそれぞれ異なる課題を抱え、それぞれ専門の相談窓口や支援関係機関等で相談対応が行われているが、それが世帯全体の課題として、支援にあたって連携すべき支援関係機関・関係者の間で把握・共有されていない事案
- ・ より適切な支援を行うために、他の支援関係機関・関係者との情報を共有しておく必要があると考えられる事案

この会議は市が開催し、関係機関の連携のために必要な情報共有と、効果的な支援について検討します。開催は随時開催とし、構成員は、市担当課、多機関協働事業者及び包括的相談支援事業者と、下記の表の関係機関から、案件により必要と判断した機関を選定し、開催します。

### 関係機関・関係者等 例示

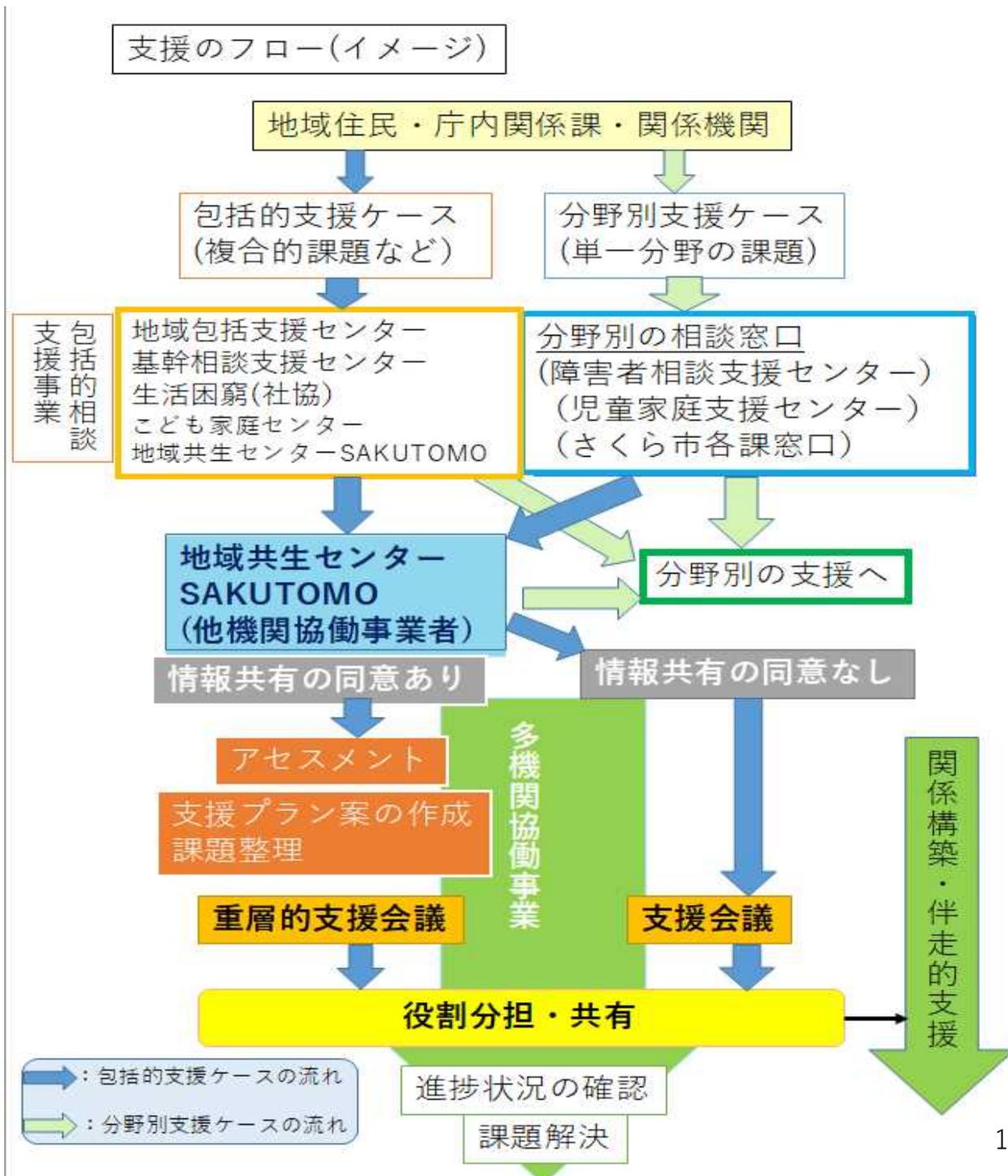
表2

就労	公共職業安定所 地域若者サポートステーション	保護	警察署 保護観察所 地域生活定着支援センター さくら市福祉課
保健・医療	医療機関 薬局 健康福祉センター さくら市健康増進課	生活困窮	さくら市社会福祉協議会 生活困窮者自立相談支援機関 消費生活センター フードバンク さくら市税務課 さくら市市民課 さくら市福祉課
障がい	障がい者就業・生活支援センター 障がい者就労支援事業所 さくら市福祉課	住居	さくら市建設課
高齢	地域包括支援センター 居宅介護支援事業所 さくら市高齢課	その他	民生委員児童委員協議会 NPO団体 商工会 区長会 生活支援協議会 地域共生センター さくら市農政課 さくら市商工観光課 さくら市水道課
子ども	教育機関 フリースクール さくら市子ども政策課 さくら市子ども家庭センター さくら市学校教育課 さくら市生涯学習課		

## 4 その他

### (1) 重層的支援体制整備事業の実施にあたって

重層的支援体制整備事業の実施にあたっては、下記支援フローに基づき効果的に実施します。



## さくら市告示第5号

さくら市支援会議設置要綱を次のように定め、令和6年4月1日から適用する。

令和6年1月16日

さくら市長 花塚 隆志

### さくら市支援会議設置要綱

#### (設置)

第1条 社会福祉法（昭和26年法律第45号。以下この条において「法」という。）第106条の6の規定に基づき、複雑化し、及び複合化した地域生活課題（法第4条第3項に規定する地域生活課題をいう。）に対する支援を必要とする者並びにその者の属する世帯（次条において「支援対象者」という。）への適切な支援を図るため、さくら市支援会議（以下「支援会議」という。）を置く。

#### (所掌事務)

第2条 支援会議は、次に掲げる事務を所掌する。

- (1) 支援対象者に対する支援を実施するために必要な情報の交換
- (2) 支援対象者が地域において日常生活及び社会生活を営むための必要な支援体制に関する検討
- (3) 前2号に規定するほか、目的を達成するために必要な事務

#### (組織)

第3条 支援会議は、会長及び委員（次条において「構成員」という。）をもって組織する。

- 2 会長は、福祉課長をもって充てる。
- 3 会長は、支援会議の事務を総理し、支援会議を代表する。
- 4 委員は、別表に掲げる関係機関に属する者をもって充てる。

#### (会議)

第4条 支援会議の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集する。

- 2 会長は、会議の議長となる。
- 3 会長は、必要があると認めるときは、会議に構成員以外の関係者の出席を求め、その意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。
- 4 会議及び会議の資料は、非公開とする。

(守秘義務)

第5条 会議に出席した者は、その事務上知り得た秘密を漏らしてはならない。

(庶務)

第6条 支援会議の庶務は、健康福祉部福祉課において処理する。

(その他)

第7条 この告示に定めるもののほか、支援会議の運営に関し必要な事項は、会長が会議に諮って定める。

別表（第3条関係）

区 分	関 係 機 関
就労	公共職業安定所 地域若者サポートステーション
保健・医療	医療機関 薬局 健康福祉センター 市健康増進課
障がい	障がい者就業・生活支援センター 障がい者就労支援事業所 市福祉課
高齢	地域包括支援センター 居宅介護支援事業所 市高齢課
子ども	教育機関 フリースクール 市子ども政策課 市子ども家庭センター 市学校教育課 市生涯学習課

保護	警察署 保護観察所 地域生活定着支援センター 市福祉課
生活・金銭	社会福祉協議会 生活困窮者自立相談支援機関 フードバンク 消費生活センター 市税務課 市市民課 市福祉課
住居	市建設課
その他	民生委員児童委員協議会 NPO団体 商工会 区長会 生活支援協議会 地域共生センター 市農政課 市商工観光課 市水道課

## 用語解説

---

### 【あ行】

#### ●アウトリーチ

積極的に対象者のいる場所出向いて働きかけることをいいます。

#### ●アセスメント

英語の”Assessment”からきた言葉で、「評価」を意味します。

福祉分野においては、身体的・心理的要素はもちろんのこと、日常生活の状況・生活環境・社会的状況など幅広い視野から評価・分析を行い、対象者のニーズ（必要とする援助やサービスなど）を評価し、適切なサービス提供につなげるためのプロセスを指します。

### 【た行】

#### ●多機関協働事業

複数の機関が協力して行うプロジェクトや政策、活動のことを指します。

単独の機関では解決しきれないような複雑な課題に対して、機関間の情報共有や連携を通じて、より効果的で包括的な対応を可能にします。

市では、地域共生センターSAKUTOMOを多機関協働事業者として委託し、各機関の相互理解や連携の構築を実施しています。

### 【は行】

#### ●伴走的支援

一緒に走る、同行するという意味を含みます。支援対象者の立場に立って、生活全般にわたる様々な問題を共に考え、能力や希望に基づく自立を目指すことをいいます。



さくら市重層的支援体制整備事業実施計画

令和6年3月

作成者 さくら市 健康福祉部 福祉課

〒329-1392 栃木県さくら市氏家2771番地

電話 028-681-1160

URL <https://www.city.tochigi-sakura.lg.jp>